② 特定建設工事共同企業体（乙型）で申請する場合　土木工事の有資格者は、(I)の同種工事の施工実績を有し、ＰＣ橋上部工工事の有資格者は、(II)の同種工事の実績を有すること。ただし、３者で特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、上記以外の構成員は担当工事種別（Ⅰ又はⅡ）の同種工事または類似工事のうちいずれか１つ実績を有すること。

(I) 土木工事

(ｱ) 同種工事

・橋脚高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ）65m以上のコンクリート橋脚の工事及び深礎工法により施工した、直径12m以上の場所打ち杭（大口径深礎杭）の工事。

(ｲ) 類似工事

・橋脚高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ）40m以上のコンクリート橋脚の工事及び深礎工法により施工した、直径５m以上の場所打ち杭（大口径深礎杭）の工事。

(II) ＰＣ橋上部工工事

(ｱ) 同種工事

・片持ち張出し架設工法で架設した最大支間長が80m以上のＰＣ（ＰＲＣを含む）連続箱桁橋の工事。

(ｲ) 類似工事

・片持ち張出し架設工法で架設した最大支間長が50m以上のＰＣ（ＰＲＣを含む）連続箱桁橋の工事。

⑷ 配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 専任の主任技術者又は監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種（土木一式工事）に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成７年度以降に下記の同種工事の経験を有すること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。ただし、施工実績の取扱いは⑶に同じ。

(ｱ) 同種工事（下記ａ）及びｂ）を必要とする。）

ａ）片持ち張出し架設工法で架設した最大支間長が80m以上のＰＣ（ＰＲＣを含む）連続箱桁橋の工事。

ｂ）橋脚高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ）40m以上のコンクリート橋脚の工事及び深礎工法により施工した、直径５m以上の場所打ち杭（大口径深礎杭）の工事。

③ 専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑤ 次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

(ｱ) 管理技術者

１）技術士［総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート）］

２）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］で平成12年度以前の試験合格者

３）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］で平成13年度以降の試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し，かつ業務に該当する部門に４年以上従事していること

４）ＲＣＣＭ(鋼構造及びコンクリート)

(ｲ) 照査技術者

１）技術士［総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート）］

２）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］で平成12年度以前の試験合格者

３）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］で平成13年度以降の試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事していること

４）ＲＣＣＭ(鋼構造及びコンクリート)

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。確認資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも確認資料を提出できるが、この場合、確認資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには開札の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑸ 競争参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において指名停止を受けていないこと。

⑹ 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

イ）各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ハ）工事等競争参加資格登録要領別紙９に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）及び（乙）による協定書（案）が提出されている事。

ニ）各構成員の出資比率が２社で構成される場合にあっては30％以上、３社で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺ 上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３ 総合評価に関する事項

⑴ 落札者の決定方法　入札参加者は、「入札価格」並びに「企業の高度な技術力」に係る技術的要素でもって契約の申込みを行い、次の１）及び２）に該当する者のうち、⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

１）入札価格が契約制限価格の範囲内であること。

２）評価値が、標準点を契約制限価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

⑵ 総合評価の方法

１）「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を30点とする。

２）「標準点」は、入札説明書等に記載された最低限の要求要件を実現できると認められる場合に100点を与える。

３）「加算点」は、あらかじめ定めた技術評価基準に基づいて、技術提案を次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。

企業の高度な技術力

① 地球環境に配慮した取組み

・環境負荷物質の発生抑制

・CO_2の削減

・最終廃棄物となる混合建設副産物の削減

② 工事の安全に関する事項

・工事用進入路及び資材運搬に関する留意点

・河川内橋脚施工時の安全対策

・上部工張出し架設時の安全対策